

い〜まC r e a中川Ⅲ（放課後等デイサービス） 重 要 事 項 説 明 書

この重要事項説明書は、児童福祉法第21条の5の18第3項の規定に基づき、文章により説明を行うものです。

エム・オーヒューマンサービス株式会社は、利用者に対して放課後等デイサービスを提供します。

施設・設備の概要や提供される放課後等デイサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者の概要

経営事業者の名称	エム・オーヒューマンサービス株式会社
法人所在地	名古屋市千種区茶屋坂通二丁目14番地
代表者氏名	代表取締役 奥野 悦弥
電話番号	052-385-0515
FAX番号	052-712-1665
ホームページ	http://www.mohs.co.jp

2. 事業の目的と運営の方針

種 類	放課後等デイサービス事業所・平成29年5月1日指定 2351300286
目 的	利用者が可能な限り、その地域における生活が継続できることを念頭に置いて、日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応することができるよう適切な支援を行うことを目的とします。
名 称	い〜まC r e a中川Ⅲ
管理者	早川 健登
児童発達支援管理責任者	早川 健登
所在地	愛知県名古屋市中村区野田町字経田1番2
主たる対象者	学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障害のある児童
利用定員	10名
営業日	月曜日から金曜日 ※但し、土曜日、日曜日、国民の祝日、お盆期間、年末年始、あらかじめ指定する期間並びに職員研修日を除く。
営業時間	平日：午前10時から午後7時 ※但し学校終了時刻が通常と異なる場合は上記の限りではありません。 学校休業日：午前8時30分から午後5時30分
サービス提供時間	平日：午後2時から午後5時30分 ※但し学校終了時刻が通常と異なる場合は上記の限りではありません。また、始業式、終業式等学校行事の場合は、午前11時から午後5時30分とします。 学校休業日：午前10時から午後4時
通常の事業の実施地域	名古屋市中川区・中村区・港区の一部
運営方針	別紙 児童福祉法に基づくい〜まC r e a中川Ⅲ運営規程による
電話番号	052-526-5377
FAX番号	052-526-5378
電子メール	iema-nakagawa@mohs.co.jp
ホームページ	http://www.mohs.co.jp
開設年月日	平成29年5月1日

3. 職員体制

職 種	区 分				常勤換算後の職員数	指定基準
	常勤		非常勤			
	専従	兼務	専従	兼務		
管理者		1			0.25	1
児童発達支援管理責任者		1			0.25	
保育士				3	0.77	サービス提供時間中 2
児童指導員	1			2	1.71	
指導員				2	1.05	

4. 職員の勤務体制 ※学校休業日は下記の限りではありません

職 種	勤 務 時 間
管理者兼児童発達支援管理責任者	午後1時30分 ～ 午後5時30分 など
指導員（常勤）	午前10時 ～ 午後7時 など
指導員（非常勤）	午後1時 ～ 午後6時 など

5. 障害児通所支援の利用料及び概要

(1) 利用者の定率負担額

児童福祉法に基づく負担額となります。

(2) 放課後等デイサービス利用に係る実費負担等

放課後等デイサービス利用に係る下記の費用は実費相当額をいただきます。

①創作活動、レクリエーション等実践に係る材料費等の費用。（その都度内容を説明します。）

②食事・おやつ提供に係る費用。（食事代400円・おやつ代100円）

③その他の費用として、当該放課後等デイサービス利用にあたりご負担いただくのが適当な実費等。

※昼食キャンセルが前日の正午（午後0時）を過ぎますと食事代を請求させていただく場合がございます。キャンセル時には速やかにご連絡ください。

また急病等の理由によるキャンセルについて欠席時対応加算を算定した場合は、利用者負担上限月額範囲内で利用者負担額を請求させていただきます。

(3) 児童福祉法に基づく障害児通所給付費から給付されるサービス

児童福祉法に基づく障害児通所給付費（市町村から支給される額）及び利用者の定率負担額等の範囲内で提供するサービスの内容は以下のとおりです。

なお、利用者個人について提供するサービスの内容については、「い〜まC r e a中川Ⅲ利用契約書」第4条により作成する個別支援計画に基づくものとします。

種 類	内 容
日常生活における基本動作の訓練	トイレ、食事等の介助、または訓練。コミュニケーションや言語等の日常生活上必要な訓練を行う。
集団生活への適応訓練	音楽、調理実習、スポーツ、芸術活動等のレクリエーションを通して集団活動を学ぶ。
個別指導	上記の訓練で、必要に応じて個別の指導を行う。
その他	日常生活を送るのに必要な機能の回復、またはその減退を防止する訓練も行う。
送迎	学校及び自宅への送迎を行う。（学校休業日は自宅への送迎）

6. 苦情申立先

苦情受付窓口	所在地：愛知県名古屋市中村区野田町字経田1番2
	電話番号：052-526-5377 FAX番号：052-526-5378
	苦情受付担当者：高橋 淳 苦情解決責任者：早川 健登
名古屋市子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課子ども発達支援係	所在地：名古屋市中区三の丸3-1-1 名古屋市役所内 電話番号：052-972-3187 FAX番号：052-972-4438
愛知県社会福祉協議会運営適正化委員会	所在地：名古屋市東区白壁一丁目50番地 愛知県社会福祉会館内 電話番号：052-212-5515 FAX番号：052-212-5514

7. 健康管理・通院・治療

健康管理	管理者を中心に疾病予防、健康管理に努めます。
通院・治療	放課後等デイサービス時間内に発生した事故や急病について、治療が必要な場合は通院します。また、家庭治療を超えない範囲で簡単な治療を行います。尚、その他の通院に関しては原則として利用者自身（ご家族）で行っていただきます。

8. 非常災害時の対策

非常時の対応	事業者の消防計画及び地震災害時マニュアルにより対応いたします。
防災訓練	事業者の消防計画により、定期の避難・防災訓練を実施いたしますのでご協力ください。
防災設備	・自動火災報知設備 ・火災通報装置 ・消火器 ・誘導灯 ・非常用食品
消防計画	事業所で定めています。 防災責任者：早川 健登

9. 第三者評価の実施状況

第三者評価の実施	無
----------	---

10. 虐待防止に関する事項

虐待防止責任者と虐待防止のための措置の概要	虐待防止責任者：早川 健登
	当事業所は、利用されている方々の人権の擁護・虐待防止等のため、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の整備、従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修実施等の措置を講じます。

11. 放課後等デイサービスを利用の際に留意していただく事項

当事業所を利用されている方々の生活の場・日中活動の場としての快適性や安全性を保つため、次に掲げる事項についてご注意ください。

設備・器具の利用	施設内の設備、器具は本来の用途に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。 当事業所を利用する際、本人・対物損害賠償保険にご加入ください。
貴重品の管理	利用者の所有する貴重品につきましては、ご自分の責任において管理していただくことが原則です。紛失等の事故に対する責任は、施設で負うことは出来ません。
宗教・政治・営利活動	利用者の思想・信教は自由ですが、他の利用者や職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みはご遠慮ください。
衛生保持	施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力ください。
防災対策	火災予防の規律に関しては特に注意を払い、必ずお守りください。
その他	利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められる場合、必要な措置をとる場合がありますのでご了承ください。その場合、ご本人のプライバシー等の保護については十分な配慮をいたします。

私は、本書面に基づいてエム・オーヒューマンサービス株式会社の職員から重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 氏名 _____

保護者 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

続柄 _____

エム・オーヒューマンサービス株式会社は、_____様に対する放課後等デイサービスの提供にあたり、上記の通り重要事項について説明しました。

令和 年 月 日

事業所 住所 愛知県名古屋市中村区野田町字経田1番2 _____

名称 い〜まCrea中川Ⅲ _____

説明者 管理者 早川 健登 _____ 印 _____